

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和4年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>○介護保険法及び花巻市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付などに関する事務を行う。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請③保険料賦課、特別徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請④保険料滞納者に係る支払い方法の変更⑤要支援認定、要介護更新認定等の申請⑥居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給⑦居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼⑧負担限度額認定や各種減免認定の申請⑨高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請⑩情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 <p>・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により行う。</p>
③システムの名称	①介護保険システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【1、2、3、4、6、(8)、(11)、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、(108)、117の項】 ・情報照会にかかる項【93、94の項】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部長寿福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部長寿福祉課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 平賀 公子	課長 佐藤 拓史	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 佐藤 拓史	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	IV リスク対策 8 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	評価の再実施による修正
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</p> <p>②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請</p> <p>③保険料賦課、特別徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請</p> <p>④保険料滞納者に係る支払い方法の変更</p> <p>⑤要支援認定、要介護更新認定等の申請</p> <p>⑥居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</p> <p>⑦居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼</p> <p>⑧負担限度額認定や各種減免認定の申請</p> <p>⑨高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p>	<p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</p> <p>②第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請</p> <p>③保険料賦課、特別徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請</p> <p>④保険料滞納者に係る支払い方法の変更</p> <p>⑤要支援認定、要介護更新認定等の申請</p> <p>⑥居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</p> <p>⑦居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼</p> <p>⑧負担限度額認定や各種減免認定の申請</p> <p>⑨高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p> <p>⑩情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</p>	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の68の項	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第一 ・情報提供にかかる項【1、2、3、4、6、(8)、(11)、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、(108)、117の項】 ・情報照会にかかる項【93、94の項】 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報提供にかかる条【第1、2、3、4、6、(7、10)、19、25、30、32、33、43、44、47、55条】 ・情報照会にかかる条【第46、47条】	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【1、2、3、4、6、(8)、(11)、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、(108)、117の項】 ・情報照会にかかる項【93、94の項】	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	